

浜松市墓園・墓地管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市墓園・墓地条例（昭和57年浜松市条例第20号。以下「条例」という。）及び浜松市墓園・墓地条例施行規則（昭和57年浜松市規則第21号。以下「規則」という。）に基づき、浜松市墓園・墓地の管理について必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 条例第3条に規定する市長が特に必要があると認めるときとは、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 浜松市船明墓地の新規貸付区画（浜松市船明墓地の利用を開始してから貸し付けたことがない区画をいう。以下同じ。）が存する場合において、生前に墓所を利用することを希望する者がいるとき
- (2) 浜松市船明墓地の新規貸付区画において、浜松市外に住所を有する者が利用する場合で、浜松市外に住所を有する者が利用する区画が500区画を超えないとき

(利用許可の申請)

第3条 浜松市船明墓地の新規貸付区画の利用の許可の申請を行う場合にあっては、次の各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 規則第2条第1号に規定する戸籍の謄本又は抄本（本籍地が記載された住民票の写しを提出する場合に限る。）
- (2) 規則第2条第2号に規定する書類

(利用の許可の条件)

第4条 条例第4条第1項による利用の許可にあたっては、条例第4条第4項の規定に基づき、利用の許可をした日から1年以内に碑石等を設置することとする条件を付す。

(改葬又は移転)

第5条 利用者又は承継を受けることができる者の所在が不明な場合は、5年間看板を設置し、碑石その他の物件を移転する旨を公告するものとする。

- 2 前項の期間に利用者又は承継を受けることができる者からの申出がなかった場合は、

墓地及び埋葬等に関する法律施行規則第3条に基づき、焼骨の改葬を行なうとともに、
碑石その他の物件を処分するものとする。

(利用者及び承継者の調査)

第6条 利用者又は承継を受けることができる者からの申出がなかった場合は、使用者及び3親等以内の法定相続人の在籍調査を行うものとする。

2 前項の調査は、親族図を作成し使用者及び3親等以内の法定相続人の生死に関する事実を適時記載しておくものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。